

納入場所について

(1) 公金取扱金融機関

滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、関西みらい銀行、大垣共立銀行、
京都銀行、近畿労働金庫、滋賀県民信用組合、滋賀県信用組合、
東びわこ農業協同組合および彦根市役所、稲枝支所、各出張所

(2) ゆうちょ銀行または郵便局

給与所得等に係る特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は第1回の払込の際、右の「指定通知書」を添えて納入してください。納入された局は、その後の納入取扱郵便局に指定されたことになります。

※郵便局は、貴事業所が希望されるところで結構です。したがって下記の太線枠内にある郵便局名および指定通知書の郵便局名は貴事業所においてご記入ください。なお郵便局では、指定通知書を添付しないと原則として納入の取扱をいたしません。

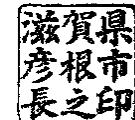
給与所得等に係る
市民税・県民税納入指定郵便局

_____郵便局

令和 年 月 日

_____郵便局長様

彦根市長



指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により当市の給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額払込取扱局に指定しましたので通知します。

- 口座番号 01010-3-960113
- 加入者の名称 彦根市会計管理者
- 取りまとめ局 大阪貯金事務センター
郵便番号 539-8794